

子どもたちの安全のために

『山直南小学校危機管理マニュアル』

令和7年4月
岸和田市立山直南小学校

～不審者侵入の危機発生時の体制と対応～

1. 危険発生の予知と回避について

校内巡視の強化

案内板の設置（来校者の方は矢印の方向に進み職員室までお越しください）

（来校者の方へ、学校にご用の方はインターネットで職員室へご連絡後、職員室までお越しください）

防犯教室の開催、避難訓練の充実等を行う。

教職員の名札の着用

（留意事項）

○門扉の管理

- ・原則、始業時間後から高学年下校時まで施錠する。

なお、低学年下校時に一度解錠し再び施錠する。

○来校者への対応

- ・来校者として不自然なことはないかチェックする。不審かどうかにかかわらず、声かけは必ず行う。

○児童への安全教育

- ・児童がすみやかに自ら対応できる能力を身につけさせる。

○職員の研修・訓練

- ・危険対象からの避難・誘導、防御の方法などを習得できる研修を取り入れる。救命救急等の実技研修を行う。

- ・校内外の巡回を行う。

- ・校区安全マップの作成等、収集した情報を活用する。また、情報収集のために、保護者や地域と連携する。

○見守りボランティアとの連携

○連絡網の整備と確認

- ・関係機関の窓口・担当者等を確認しておく。

- ・連絡網は常に見える場所に掲げ周知徹底する。

○関係機関との連携（PTA、警察、地域等）

- ・各関係機関とは、情報を積極的に発信し、学校園への関心を高めるとともに、理解を得ることができるような連携をすすめる。

- ・開かれた学校づくりを推進するために、日頃から地域の人材の協力を得、保護者の協力体制づくりをすすめる。

2. 授業中における不審者侵入時における各教室での対応

(1) 発見者（職員）は大声・各自の発音器・火災報知器・インターネット等で報せる。

(2) 不審者から児童を遠ざけ児童の安全確保をはかる。

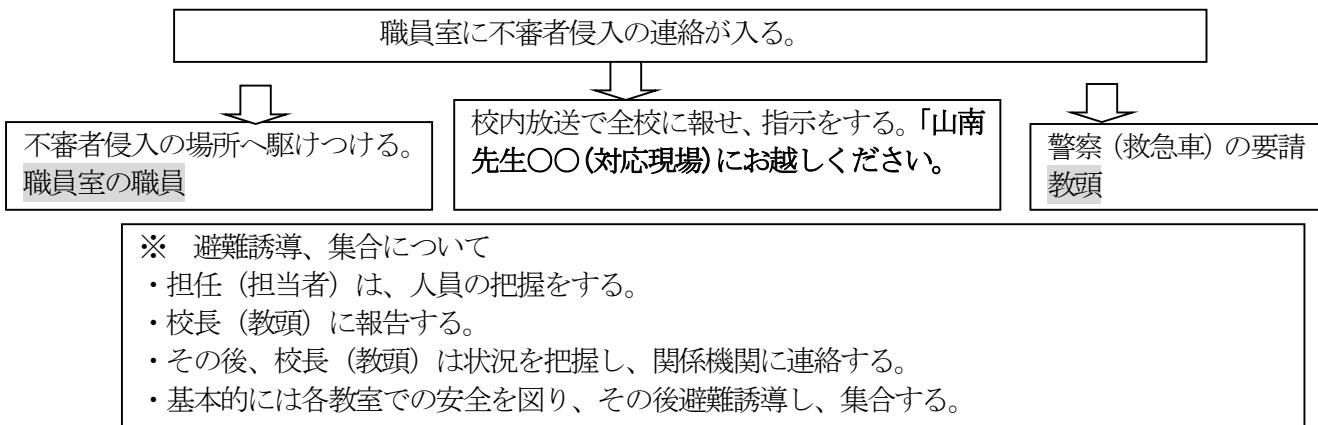
(3) 不審者監視役は、児童の安全を第一に考え、不審者から目を離さない。児童に危険が迫った場合は、机、椅子などで防戦する。（資料①）

- ・児童生徒等に危害が及ぶおそれのある事態では、児童生徒等の生命を守るために極めて迅速な対応が必要である。不審者の確保は警察に任せるべきであり、教職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- ・2-3人の教職員では刃物を持った不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難である。応援に駆け付ける場合は、できるだけ多くの教職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
- ・児童生徒等から注意をそらせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ。

●防御に役立つもの（例）

- | | |
|---------|---------|
| ・さすまた | ・消火器 |
| ・机・椅子 | ・催涙スプレー |
| ・長いものさし | ・傘 |

3. 不審者侵入について教室等からの連絡を受けた後の対応



4. 外部への要請・連絡

校長(教頭) →

警察(110番 もしくは 439-1234)
岸和田警察山直上駐在所 479-0144 439-1234 内線531
岸和田市消防署(救急車 119番)
岸和田市市教育委員会
近隣校園
ちびっこホーム 保育所
町内放送

山瀧小学校	479-0012
光明小学校	445-0138
山瀧中学校	479-0027
山直北小学校	445-0156
山直南幼稚園	479-0836
山直南子ども園	445-0482
山直南ちびっこ	479-2425
城東小学校	444-5516

担任 → 保護者

養護教諭 診療機関(必ず職員が一人以上付き添う。救急車にも一人以上同乗する。)

5. 不審者侵入の様子の違いの認識

- ・ただ、ふらふらと
- ・酒気帯び
- ・凶器を持たずに
- ・凶器を持って
- ・複数で

不審者への対応

ランク1 危険性を予知しない場合:

用件を尋ね、職員室等へ案内する。用件の不明確な時は退出を求める。いずれの時も同行する。

ランク2 危険の可能性が予知される場合:

必ず複数で対応し、緊急対応の態勢を準備する。必要があれば関係機関に連絡。

ランク3 刃物等の所持を確認した場合:

子どもの安全確保に向けて全職員での態勢をとる。緊急避難。警察への緊急出勤を要請。連絡網で緊急連絡。

6. 校内組織体制

全体指揮(校長) 通報・要請連絡(教頭) 校内連絡(事務職員) 応急救護(養護教諭)
不審者監視(首席、校務員、生指主担)
避難誘導 1年～6年教室(学級担任) すぎの子(支援学級担任) 特別教室(授業者)

◎緊急のおそれがある場合の対応(近隣で事件発生等の場合)

連絡網等で情報を受信



近くで殺傷事件等が発
生した場合

刃物所持等の不審者
が徘徊している場合

「不審者を見た」等の
不正確情報の場合

※全教職員に至急周知

※全教職員に至急周知

※教職員による校区巡視



- ・子どもを体育館等に緊急避難
- ・職員の警戒態勢
- ・警察に出動依頼
- ・保護者に連絡

- ・子どもを教室等に避難、待機
- ・職員の校内巡回体制
- ・警察に巡回依頼
- ・保護者に連絡

- ・子どもへの注意喚起
- ・集団下校等の指導
- ・必要時は保護者に連絡

緊急メールシステムの活用

～行方不明者の発生時の対応について～

未然防止対策：下校時の寄り道禁止や、不審者からの避難行動等を、普段の学校生活の中で児童に伝える

とともに、具体的な事例を踏まえて考えさせる。

◎下校後、家に帰っていない場合

情報を受けた者から、校園長へすみやかな連絡を行う。その後は、校園長の指揮のもと行動する。

放課後、活動をともにしていた者への聞き取りや、一緒に下校した者への聞き取りを行う。

確認事項

- ・校内に残っていないか。
- ・下校時刻の確認

※第1段階 連絡・家庭訪問

※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校）と速報及び情報収集

※交通指導員、「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り

※個人写真・環境調査票やメール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）

※他の子どもの安否確認、

※町内放送、マスコミ対応などを協議する。

※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡する。（教職員と共に探索）

※（必要に応じ）緊急対策本部を設置する。

※翌日以降の指導の検討

休日（課業日外）の場合

情報を受けた者から、校園長へすみやかな連絡を行う。その後は、校園長の指揮のもと行動する。

関係職員の招集

情報収集 関係幼児・児童等より事情を聞く。

※検索（危険箇所を念入りに）

※保護者との連絡

第1次検索

教頭 担任 生指

第2次検索

運営委員のメンバー

第3次検索

全員

※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校）と速報及び情報収集

（安まちメール、子ども99番等の活用）

※交通指導員、「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り

※学級連絡網や緊急メール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）

※他の子どもの安否確認、

※町内放送、マスコミ対応などを協議する。

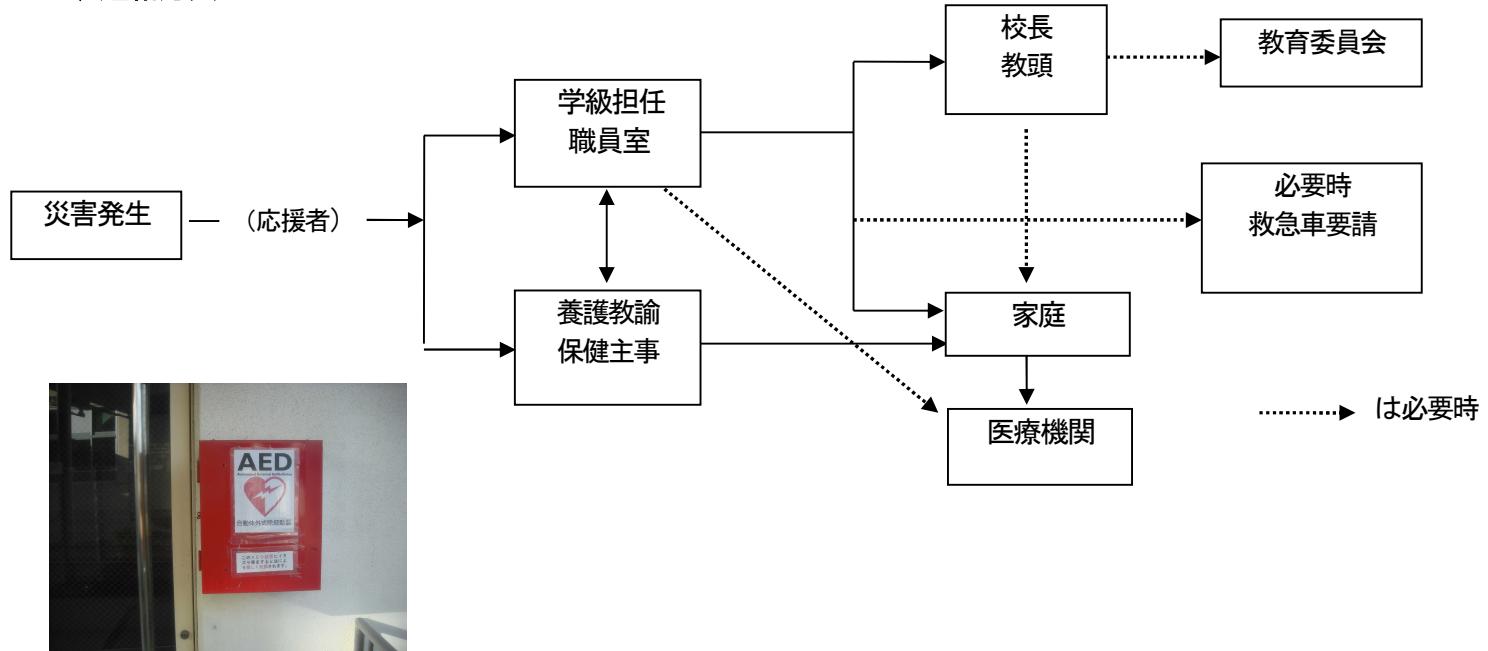
※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡（教職員と共に探索）

※（必要に応じ）緊急対策本部の設置

～校内事故発生時における緊急時の体制～

AEDは体育館壁面に設置しています。

1、連絡方法



※ けが、病気等で病院へ行く場合は、緊急時を除き、必ず行く前に保護者に連絡する。

○ 養護教諭が不在の場合～緊急時の対応～

発見者

- 応急手当をしながら応援者を呼ぶ。(児童のそばから離れない)
- 担任・管理職に事故の状況を報告する。
- 救急隊に状況を報告する。
- 相談のうえ病院搬送に付き添う。

市民病院	TEL 445-1000
徳洲会病院	TEL 445-9915
葛城病院	TEL 428-5141
眼科 殿本眼科	TEL 441-4113
歯科 楠本歯科	TEL 445-0264

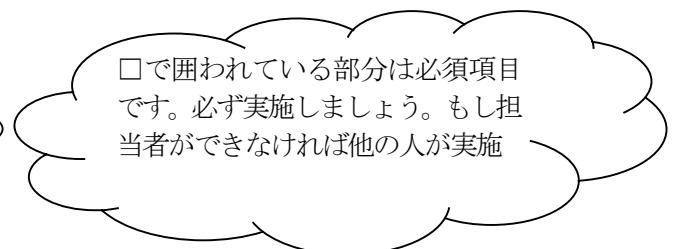
応援者

- 担任に連絡する。(複数いる場合は発見者を手伝う)
- 管理職に連絡する。
- 他の児童の安全を確保する。

担任

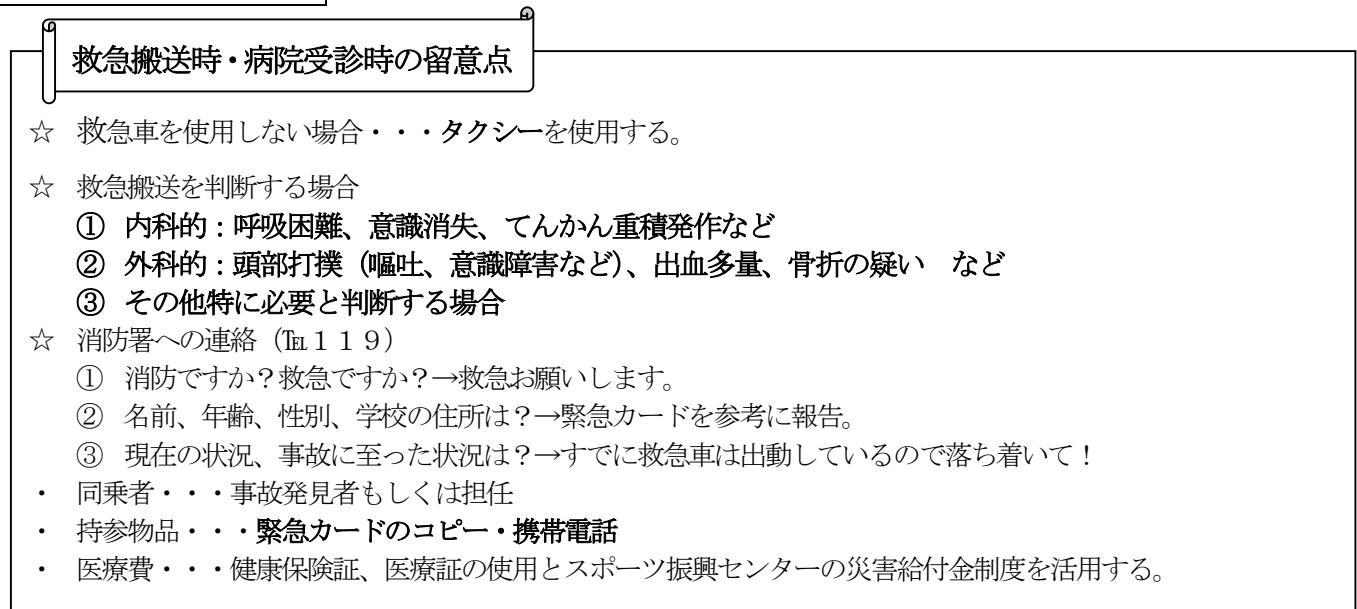
- 状況と情報の確認をする。
- 本人への対応をする。
- 保護者へ連絡する。
- 相談のうえ病院搬送に付き添う。

□で囲われている部分は必須項目です。必ず実施しましょう。もし担当者ができなければ他の人が実施

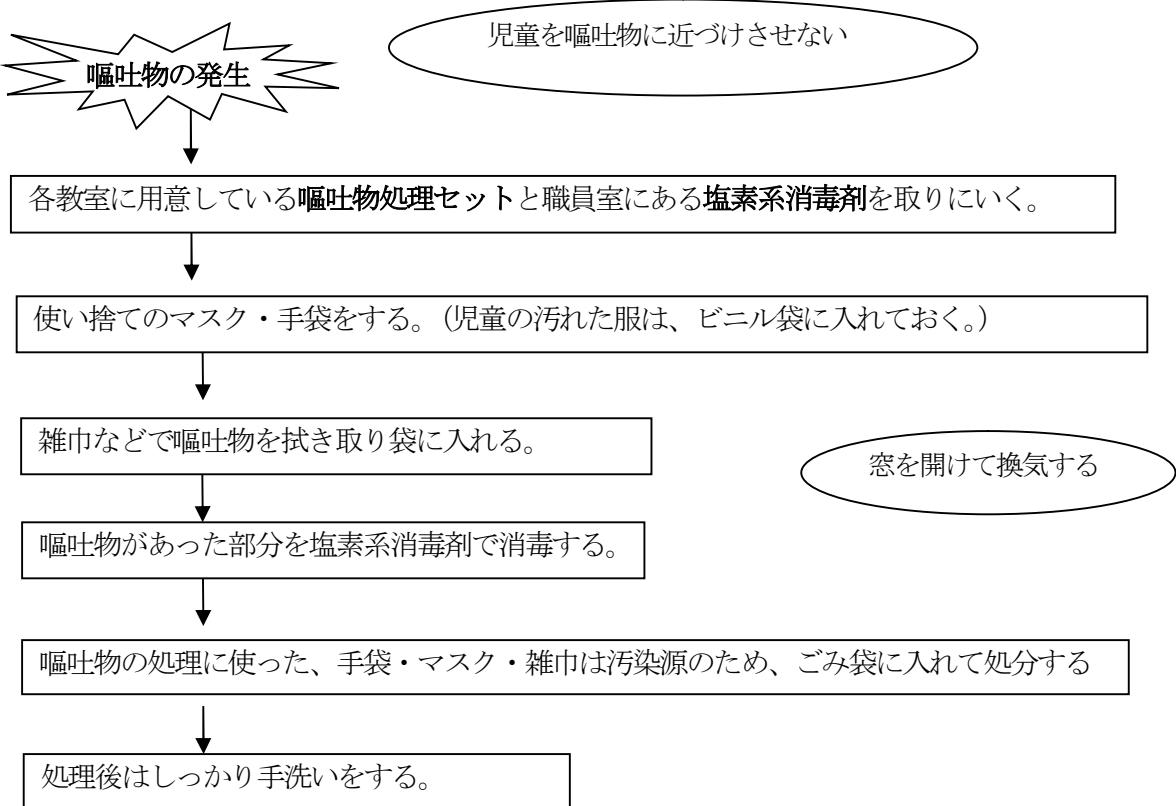


管理職

1. 状況と情報の確認をする。
2. 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
3. 救急搬送について協議する。
4. 受診先の病院へ連絡する。 ※かかりつけ病院と連絡がとれている場合はこの限りではない。
5. 緊急性に応じて救急車を要請する。



☆2次感染防止のための嘔吐物の処理について



学校で嘔吐があった場合は、必ず塩素系消毒剤を使う！！

マスク・手袋を忘れずに！！

～給食における緊急時の対応について～

未然防止策 : 食の安全教育充実、給食指導の徹底と担任による配膳介助

1. 運搬時または配膳時に落としてしまった場合

(ア) その場の対応

- ・できるだけ早く給食室または職員室に連絡する。
- ・落としたものはどんなものであれ、原則新しいものと交換する。
(ジャム・佃煮・果物等であっても)そのまま食べさせない。
(水洗いなどしても食べさせない。)

(イ) 新しいものの確保の仕方

- ① 個数ものの場合 ・給食室の残り→他のクラスの欠席児童分→職員室の先生方の分
- ② おかずやごはんの場合 ・他のクラスの残りをもらう（放送で呼びかけ）と職員室の分
今年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため行わない。

2. 異物混入・異臭等があった場合

(ア) 配膳時に発見した場合

- ・配膳をやめてできるだけ早く給食室または職員室に連絡する。
- 可能であれば現物を持ってくる。
- ・現物を確認し、以下の判断をする。
①取り除く→安全性の確保
②新しいものと交換→確保の仕方は同様とする。

(イ) 食べている途中で発見した場合

- ・クラスの給食を中断する。（異物や異臭の発見されていない献立も含めて）
- ・発見した児童以外の給食も異常がないか確認する。
- ・身体症状等がないか確認する。
- ・食べた人数・児童氏名の把握をする。
- ・発見した時点でできるだけ早く給食室または職員室に連絡する。
- 可能であれば現物を持ってくる。
- ・現物を確認し、給食の続行・中心の判断をする。

（続行の場合）

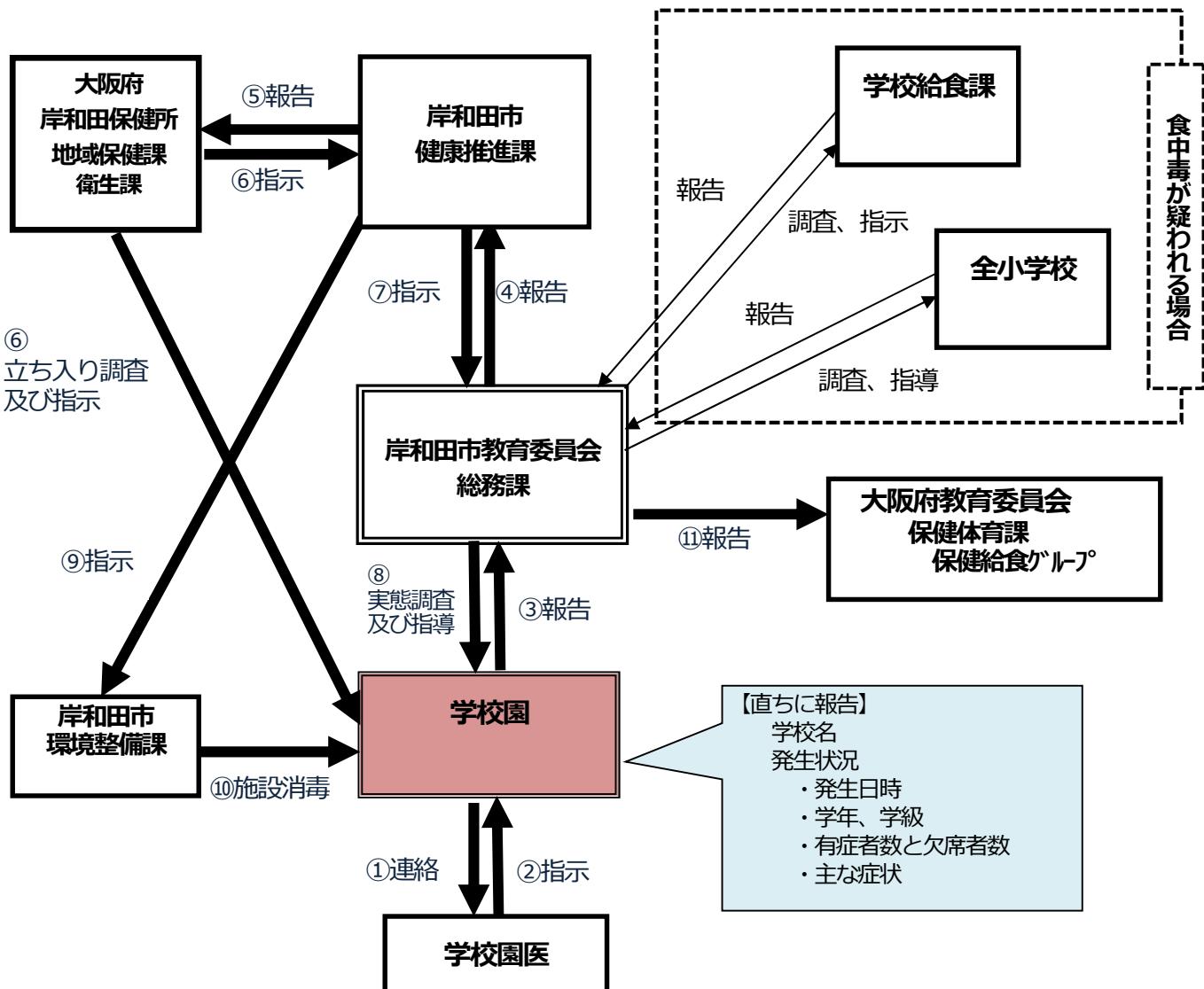
- ①取り除く→安全性の確保
- ②新しいものと交換→確保の仕方は同様とする。

（中止の場合）

- ・異物や異臭等のあった献立のみ中止し廃棄する。

～食中毒および感染症等発生時の体制～

未然防止 : 給食調理員研修による、防菌知識や、調理場での安全作業スキル向上

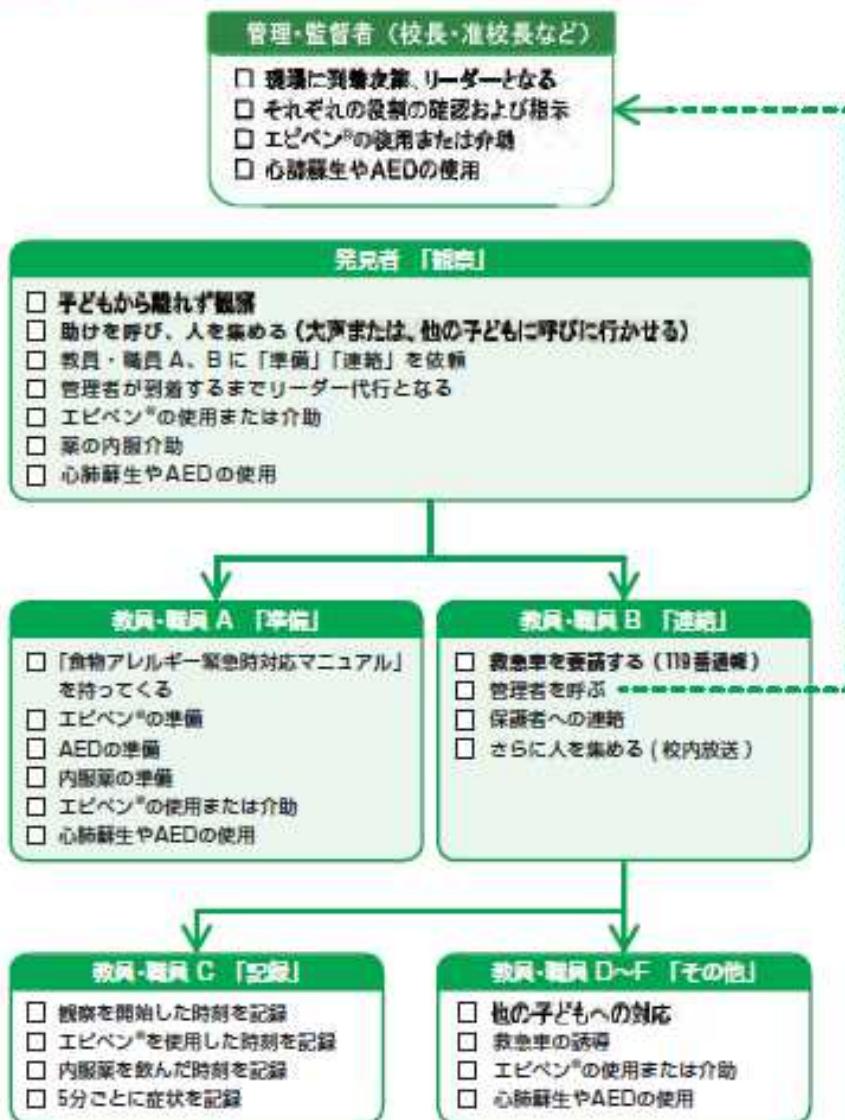


～食物アレルギー事故の対応について～

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



(ア) 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実
- ・個別指導の充実
- ・配膳時アレルギー除去食の食器色を通常食と変え、除去内容・喫食児童名の明記。
- ・担任による食物アレルギー児童の内容把握と、日々の献立チェック
- ・管理職による定期的な点検

(イ) 事故発生からの対応について

※「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の緊急時の対応参照

〈状況把握とその対応〉

- 担任は、校長及び教職員に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭等の教職員を呼ぶ。
(児童から目を離さない。一人にしないようにする。)
- 担任や養護教諭等はアナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童に対し、次の点に留意し対応を行う。
 - ・エピペン及び内服薬を処方する。
 - ・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐため、出させるか、背中を強く叩く等により除去する。
 - ・ショック体位（足側を 15 cm～30 cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ・気道の確保を行う。
 - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。
(背負ったり、座らせたりして移動することは避ける)
 - ・担任や養護教諭等は、必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
 - ・救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
 - ・担任や養護教諭等は、救急隊員に当該児童のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
 - ・他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動搖を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

※しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

〈事後措置〉

- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- 児童の心のケアに努める。

(ウ) 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようとする。
- 校長は、食物アレルギー対策委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- 救急法の講習会を行い、心肺蘇生（AEDの使用を含む）やエピペン使用方法、応急手当等について実際に対応できるようにする。<4月19日実施>
- 食教育の中で、児童が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

～火災・地震発生時の対応について～

- (1) 職員の業務 警報に従い、児童、園児を避難誘導した後分担業務につく。
- (2) 合図 校内放送をする。
- (3) 避難場所 災害により異なるが、校庭、校外へ避難する。
- (4) 避難時の注意事項と学級指導
- 指導者の指示に従う。
 - 迅速に行動する。
 - 教室、廊下の窓を閉める。鍵はかけない。(火災時)
 - 校舎内、廊下、階段は走らない。
 - 火災などの場合、ハンカチなどで口、鼻をおおい、床面に近い姿勢で歩行する。
 - 2学年以上が出会った場合は、低学年を優先させる。

火災(地震)発生時の放送
今、〇〇で火災(地震)が
おきました。児童のみな
さんは、あわてず、落ち
着いて運動場に集まりま
しょう。職員は、緊急マ
ニュアルにより対応願い
ます。

非常変災時における動員体制

- A号 校長、教頭、首席、
B号 校長、教頭、首席、学年主任、
C号 (全職員)

火災・地震発生時における校内体制

全体指揮(校長) 通報・要請連絡(教頭) 搬出(事務職員) 応急救護(養護教諭)

初期消火(発見者 校務員) 防護安全(首席) 救助(指導教諭)

避難誘導 (学級担任・支援学級担任)

校舎巡回 体育館(授業者及び体育主任) 旧館(校務員) A棟(指導教諭) B棟(首席)

職員室前・保健室 (事務職員)

※児童避難を最優先

※別紙資料2火事・地震対応マニュアル参照

～危機発生時の配慮事項について～

- 市教委への迅速な報告 (市教委との連携)
- 患者、当事者 (被害者)、その保護者への対応
 - ・個人情報と人権への配慮
 - ・心のケア、PTSD 等への対応
- 報道対応 [窓口一本化]
 - ・複数対応 (応答者と記録者)
 - ・児童の特定をさせない
 - ・校内取材をさせない
 - ・電話取材の即答はしない
 - ・事実だけを伝える (不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない)
 - ・質問事項に答える (相手の所属と名前、応答内容、報道内容の記録と整理)
 - ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
 - ・市教委への報告 (取材等について事前に相談)
 - ・保護者と報道の分別対応 (同席はさせない)

配慮を要する児童への対応

現在本校には、人工内耳装着の難聴児童が在籍している。当該児童は非常放送や周りからの音声情報は聞き取りにくく、他の児童のように迅速な行動がとれず、生命の危険にさらされる可能性が高い。授業時間以外で危機発生時は、支援員又は介助員が当該児童を早急に探し出し、危機回避行動を介助する。場合によってはロジヤーマイク (人工内耳に直接音声信号を送るマイク) 等を利用し当該児童の安全を確保する。

令和7年4月 日

保護者の皆さん

岸和田市立山直南小学校
校長 中野忠一

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ **臨時休業**
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ **臨時休業**
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ **授業中止（授業の繰上げ等）**

○変更ポイント

従来は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていましたが、令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となります。

※大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報（**洪水警報、波浪警報、高潮警報**）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **(原則的に)平常対応**
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ **授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

●給食の取り扱いについて

- ◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

令和7年4月 日

保護者の皆さん

岸和田市教育委員会

地震発生時の学校の対応について（お知らせ）

平素から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、発災時の対応をあらかじめ定めておく
ことが重要となっています。

そこで、地震やそれに伴う津波が発生した場合の学校園の対応については、子どもたちの
安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

【岸和田市に地震が起きた場合】

1. 震度5弱以上

①登校前（午前7時まで）⇒ **臨時休業**

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ **臨時休業**

○まだ在宅の場合は、登校させないでください。

○既に登校している場合は、安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応し
ます。

③始業時間後 ⇒ **授業中止**

○安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

④休日の翌日 ⇒ **原則、臨時休業**

※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。

2. 震度4以下

原則として、**平常通り**授業を行います。

※余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、
臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行います。

【岸和田市に津波に関する警報が発令された場合】

1. 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

○震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

2. 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

(1) 海抜5m以下に位置する学校園（中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中）

①登校前（午前7時まで）⇒ **授業中止**

※警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合があります。授業の有無については、保護者へ連絡します。

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ **授業中止**

○まだ在宅の場合は、登校させないでください。

○既に登校している場合は、安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

※警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合があります。授業の有無については、保護者へ連絡します。

③始業時間後 ⇒ **授業中止**

○安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

(2) 海抜5m以下に位置する学校園（中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中）以外の学校園

⇒ 原則として、**平常通り**授業を行います。

※避難者の状況等により、授業の中止、授業の繰り下げ等行う場合があります。

令和7年4月 日

保護者の皆さん

岸和田市教育委員会

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の 学校園の対応について（お知らせ）

平素から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記のとおり、Jアラート（全国瞬時警報システム）により、緊急情報が発信された場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

1. 登校前に発信された場合

- 自宅待機**とします。
○ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、臨時休業とします。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、**自宅待機を解除**します。
- 授業の再開等については、学校園からの連絡をお待ちください。

2. 在校時に発信された場合

- 授業や活動を中断します。
- 屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
- 完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開します。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、まずは学校で保護します。その後の行動については、学校園からの連絡をお待ちください。

3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうように指導します。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。
- 登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っていただけよう、お願いします。



令和 7 年 4 月 日

保護者の皆様

岸 和 田 市 立 山 直 南 小 学 校
校 長 中 野 忠 一

非常災害時における保護者への引き渡しについて

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をたまわり、まことにありがとうございます。

さて、標記のことについてお知らせいたします。学校では、お子様が、安全で安心して学校生活を送ることができるよう、メール配信などを通じて学校の情報を保護者の皆様にお伝えするようにしております。しかしながら、地震や暴風、大雨などの自然災害だけでなく、不審者の侵入や凶悪事件発生など大変心配されるような報道が増えてまいりました。万が一、下校させられないような事態が発生した際に、どのようにして保護者の皆様にお子様を引き渡すか、お子様の安全を最優先に考え、下記の通り校内で検討させていただきました。

記

1. 児童全員を下校させられない事態になった場合の連絡方法

- 「学校での引き渡し」について連絡メールを配信します。場合によっては電話での対応をいたします。
- 通信機器が使用できないような重大な事態のときは、学校で保護していますので直接学校までお越しください。

2. 学校での待機場所

- 授業や活動を中断し、安全な場所で待機させます。
- 天気や被害状況から判断し、各教室または体育館、建物が危険な場合は運動場で待機させます。

3. 引き渡しの際のお願い

- 必ず保護者の方に引き渡します。代理の方に引き渡す場合は、保護者の方と直接連絡がとれた時に限らせていただきます。
- 兄弟姉妹は一番下のお子様のクラスで一緒に待機させますので、その場にいる職員の指示に従ってくださいますようお願いいたします。
- 引き渡しカード(引き渡しの記録となるもの)に署名をお願いいたします。

※以上を基本と考えておりますが、お子様の安全を最優先に対応していくたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。